

医療施設等経営強化緊急支援事業のうち 病床数適正化支援事業に係る質疑応答集

令和7年3月11日時点 宮城県医療政策課

※令和7年3月7日時点からの更新箇所を着色しています。

No.	質問	回答	保留 (国へ照会中)
1	病床削減の定義 は何か。	医療法上における、病院（診療所・助産所）開設許可事項一部変更届（病室の病床数の減少）を行うことを指す。	—
2	令和6年度中に事業が実施されるのか。	宮城県では7年度事業として実施する予定。なお、国の予算が令和6年度から令和7年度へ繰越されることが決まり、対象期間が延長され、令和6年12月17日（令和6年度国補正予算成立日）から令和7年9月末までの減床が対象となっている。	—
3	9月末時点で 無床診療所化 又は 廃院 している場合は対象となるか。	入院医療を継続するものではないことから、 支給対象外 となる。	—
4	事業譲渡 による削減は算定除外とされているが、令和7年10月以降に事業譲渡した場合は対象となるか。	国からは「10月1日以降に事業譲渡を予定している場合は 対象外 」と説明があった。これについて、期間や「予定」の具体性の疑義を照会中。	○
5	令和7年10月1日以降に 廃院 予定の場合は対象となるか。	国からは「10月1日以降に廃院を予定している場合は 対象外 」と説明があった。これについて、期間や「予定」の具体性の疑義を照会中。	○
6	休床 の削減も対象となるか。	休床も対象となる予定。	—
7	介護医療院又は老健施設等への転換は対象となるか。	介護医療院等の介護保険施設への転換のための減床は支給対象外となる。	—

No.	質問	回答	保留 (国へ照会中)
8	病床削減について、例えば病室を違う用途に使う際の届出は病院開設許可(届出)事項一部変更使用許可申請書が必要になるが、9月までとはどこまで終わっていればよいのか。	病室の病床数を減少させようとするときは、「 届出 」となるが、その場合には、 9月末までに、実際に病床数を削減 させる必要がある。 一方、用途変更に伴う病床数を減少させようとするときは、「 許可 」が必要となるが、その場合には、病床の減少に係る許可の申請を行った上で、 9月末までに、当該許可を受ける必要がある 。 なお、許可が受けられないことで支給対象外とならないよう、保健所には、期限間際の申請で、許可が間に合わない場合は、「届出」と「許可申請」を分けて受け付ける等の配慮を求めているが、許可が間に合うように早めの申請に留意願いたい。	—
9	事業計画（活用意向調査）の提出期日（3月14日）より後に対象病床（申請額）を増やすことは可能か。	国の説明によると、 期日後の増額はできない ことから、予定の最大値で報告いただくのが良いと考える。	—
10	2月14日付けで共有された実施要綱では「令和7年3月31日まで」の病床削減が対象とされているが、2月26日付けの事業計画に関する照会や資料では「令和7年9月末まで」の病床削減が対象とされている。どちらが正しいのか。	国の予算が7年度予算に繰り越されることとなっており、9月末までの削減が対象となる。令和7年度事業としての実施要綱及び各種様式は国で準備中とのこと。 なお、削減の実施は9月末まで対象でも、3月14日までに事業計画（活用意向調査）を提出いただく必要があるため注意。	—
11	県から医療機関への給付金は、病床削減を完了してからの交付となるか。 病床削減前の前払い交付 は認められるのか。	国からは、「医療機関の病床削減前に先行して給付しても差し支えない」旨示されたところ。 具体の交付時期については、医療機関の状況等を踏まえて別途お示しする。	—
12	事業計画（活用意向調査）における「令和7年度他の補助金等での収入見込み額（※国・地方自治体から経営支援を目的とした他の補助金等）」について、記載する補助対象の範囲はどのように判断すればよいのか。	例えば、内閣府の「重点支援地方交付金」や宮城県における「医療機関物価高騰対策事業」等の経営支援を目的とした補助金等が該当する。	—
13	事業計画（活用意向調査）における「 赤字額 」は病院単位か、法人単位か。	病院単位で記載願う。	—

No.	質問	回答	保留 (国へ照会中)
14	事業計画（活用意向調査）における「 赤字額 」の大小が交付の優先度等に影響を与える可能性はあるか。	国の説明によると、直接の影響は想定していないものの、予算が不足した場合の参考情報とする可能性があるとのこと。	—
15	事業計画（活用意向調査）における「 病床稼働率 」の計算方法を示してほしい。	直近3か月間（※）の 「（在院患者数＋退院患者数）／（病院または診療所全体の病床数×3か月の日数）」 ※今後削減予定の場合：令和6年11月、12月、令和7年1月の3か月間 すでに削減済の場合：削減日の属する月の前月以前の3か月間 （例：令和7年1月に削減した場合は、令和6年10月、11月、12月）	—
16	事業計画（活用意向調査）における「令和6年度病床機能報告における 病床・外来管理番号 」には何を記入すればよいか。	不明な場合は、県で記入するため記載不要。精神病床のみを有する医療機関は記載不要。 ※医療機関コードとは異なる。 ※宮城県の場合、病院は「104…」、有床診療所は「204…」から始まる8桁の番号。	—
17	事業計画（活用意向調査）における「 稼働病床数 」の定義は何か。	本事業における稼働病床数は、「許可病床数－休棟中の病棟の病床数」である。	—
18	削減した病床数の算定にあたっては、「 産科部門の病床（MFICU等を含む）及び小児科部門の病床（NICU・GCU等を含む） 」は除くこととされているが、産科部門の病床でも分娩に用いていない病床等も算定から除く必要があるか。	産科施設において現に分娩に用いておらず、 今後も用いる予定のない病床等 、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床については、 対象とできる 。	—
19	有床診療所について、平成19年1月1日より前に設置された病床についても給付金の対象となるのか。	対象となる。	—
20	複数の病棟があり、そのうち1病棟の病床をすべて削減した場合も対象となるか。	要綱上妨げる規定はないので、対象になるものと考えているが、念のため国に照会中である。	○

No.	質問	回答	保留 (国へ照会中)
21	産科・小児科は対象外ということだが、産科・婦人科は対象になるか（産科・婦人科で病床が分かれている訳ではない）。	主に婦人科の病床として使用している病床であれば、対象として差し支えないと考える。 なお、当該病床が主に婦人科の病床として使用されていると判断するための基準は示されていないことから、医療機関において判断されたい。	—
22	病床稼働率の算定方法（No.15回答）における「 全体の病床数 」とは、許可病床数か、又は稼働病床数か。	休棟・休床等も含む病院又は診療所全体の許可病床数である。	—
23	事業計画（活用意向調査）の提出後から内示（支給決定通知）までの間に、国・都道府県間の調整結果の情報提供はあるか。	各医療機関から提出された事業計画（活用意向調査）を県で取りまとめ、そのまま国へ提出し、国は各都道府県からの提出内容を踏まえて配分方針を検討の上、県へ内示及び配分方法の連絡を行う流れとなる予定であり、途中で調整結果の情報提供を行う機会はないものとする。	—
24	病院から有床診療所 への転換に伴い、病床削減を実施した場合は対象となるか。	対象となる。	—
25	病床を削減する予定で回答したものの、 結果的に削減しない 、又は回答した病床数よりも少ない削減となった場合、問題やペナルティはあるか。	国の説明では、現時点では問題やペナルティなどは想定されていない。	—
26	複数の病院を経営する市病院事業において、事業計画（活用意向調査）の提出は、事業でとりまとめて提出するか、該当の病院から直接提出するか。	事業計画（活用意向調査）に記載するのは病院ごとになるが、提出者は事業と対象病院のどちらでも差し支えない。 なお、今後の正式な申請に当たっては、追って整理予定。	—
27	公立・公的 医療機関も対象となるか。	対象となる。	—
28	事業の目的に、「診療体制の変化等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担に対して支援を行う」とあるが、支給された 給付金の使途 に制限はあるのか。	給付金の使途は特定されていない。	—
29	支給額について、削減病床1床につき「4,104千円」の設定根拠は何か。単独支援給付金支給事業(地域医療介護総合確保基金)の1,140千円～2,280千円との違いは何か。	地域医療介護総合確保基金の事業区分1－2の単価を参考にしつつ、診療体制の変化に伴う人員調整に要する費用等の昨今の状況を総合的に勘案して設定されたもの。	—

No.	質問	回答	保留 (国へ照会中)
30	単独支援給付金支給事業(地域医療介護総合確保基金)では、回復期病床の削減は対象外となっているが、病床数適正化支援事業では <u>回復期病床</u> も給付金の対象となるのか。	本事業においては削減する <u>病床区分は問わない</u> ため、回復期病床の削減も給付金の対象となる。	—
31	単独支援給付金支給事業(地域医療介護総合確保基金)では、再編後の病床数が平成30年度病床機能報告における稼働病床数の合計の90%以下という <u>病床削減率</u> に係る要件があるが、病床数適正化支援事業では病床削減率に係る要件は無いのか。	本事業において病床削減率に係る要件は設けられていない。	—
32	支給額の除外要件として、 <u>産科・小児科病床を除外した理由</u> は何か。 また、産科・小児科病床等の対象外となる病床でないことはどのように確認を行うのか。医療機関の自己申告か。	産科・小児科の病床については、他の補正予算の措置により支援を行っていることや、削減を行った際の地域医療提供の変化が大きいこと等を考慮し、対象除外とされたもの。 また、確認方法は医療機関の自己申告によるものとされている。	—
33	<u>稼働病床数</u> とは、 <u>いつ時点</u> のものを考えればよいか。	稼働病床数は病床削減日又は削減予定日の時点のものを記載する。	—
34	東日本大震災の影響で休止している病院は給付対象となるか。	入院医療を継続いただくための支援であることから、現在、病院が休止となっている場合は対象外となる。	—
35	返還要件に「給付金の支給を受けた日から、令和17年3月31日までの間に正当な理由なく病床を増加させた場合」とあるが、「正当な理由」についてどのような想定があるか。	個別に具体的な内容を御相談いただき、判断する。	—